

大通達甲（情管）第26号
大通達甲（会計）第14号
大通達甲（警務）第25号
令和5年10月2日

| | |
|------|--------|
| 簿冊名 | 例規(1年) |
| 保存期間 | 1年 |

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

警務部長

警察業務の合理化及び高度化に向けた情報システムの整備方針について（通達）

情報システムの活用による警察業務の合理化及び高度化を図ることを目的とした警察共通基盤システム等運営要綱（令和5年7月12日付け大通達甲（警）第16号別添）が制定され、基本理念として警察組織全体で限られたシステムリソースを最大限有効に活用していくことが掲げられたこと等に伴い、今後の情報システムの整備方針を下記のとおりとするので、関係所属の緊密な連携の下、実効ある諸施策を推進されたい。

記

1 最適な情報システムの整備と業務の合理化・高度化の推進

- (1) 情報システムの整備に当たっては、安易な前例踏襲を排し、社会情勢の変化と組織の現状を踏まえた抜本的な業務改革を通じて、新規・既存を問わず情報システムやその機能が必要十分であるかの検討を行うとともに、組織全体の業務の合理化・高度化を推進すること。
- (2) 大分県警察情報管理システム（以下「県システム」という。）については、警察組織全体の情報システムの有効性の向上、重複する機能の排除及び取り扱うデータの効果的な活用の推進に十分配慮するとともに、警察庁が整備する情報システム（以下「警察庁システム」という。）への集約を推進すること。
- (3) 前記(1)及び(2)の実施に当たっては、警察庁システムの新規開発、更新等の時機を捉え、警察活動の水準を維持又は向上させつつ県システムの警察庁システムへの集約が促進されるよう、業務の見直し等を主体的かつ積極的に検討すること。

2 警察共通基盤への確実かつ適切な移行

- (1) 警察共通基盤は、データや機能を部門間・都道府県警察間で連携し、及び共有するシステムであることから、移行に綻びが生じれば、業務主管所属のみならず警察組織全体、ひいては国民にも多大な影響を及ぼしかねないため、組織一丸となって、移行に伴うあらゆる困難を想定した計画的な準備と確実な移行対応を実施すること。
- (2) 警察共通基盤への移行に際しては、端末機器の整備や移行経費など一時的経費が発生することから、警務部情報管理課が主導の上、業務主管所属やシステム整備所属のみならず、警務部会計課とも連携し、安易な前例踏襲を行うことなく、作業の範囲や仕様の見直し等の方法により競争性を十分に確保した調達を実施すること。

（情報管理課企画・指導係）

（会計課予算係）

（警務課デジタル化推進係）